

◎公衆損害事故を発生させた下記業者について、6週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：茂建設株式会社  
業者の住所：鹿児島県鹿児島市錦江町11-33
2. 指名停止措置期間：平成29年11月15日 ～ 平成29年12月26日  
(6週間)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、鹿児島国道事務所発注工事において、平成29年8月23日、横断防止柵の支柱を打ち込む際に事前に地下埋設物の調査を行わなかったため、地中にある水道管を破損させ、周辺住居を断水させたものである。また、発注者への事故報告が遅れ、さらに不適切な情報を報告したものである。  
  
工事名：平成28年度鹿児島国道管内改築安全対策工事  
被害状況：断水18戸（最大6時間30分断水）  
発生場所：鹿児島県出水市高尾野町
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる茂建設株式会社が鹿児島国道事務所発注の「平成28年度鹿児島国道管内改築安全対策工事」において公衆損害事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第5号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
5 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 富山 昭義（内線 2511）  
（契約課直通：TEL 092-476-3509）  
企画部技術管理課長 竹下 真治（内線 3311）  
（技術管理課直通：TEL 092-476-3546）  
港湾空港関係  
総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）  
（経理調達課直通：TEL 092-418-3345）